

# 高知県中山間地域商業機能維持支援事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県中山間地域商業機能維持支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (補助目的)

第2条 県は、人口減少及び高齢化の進展により、商業機能の低下が著しい中山間地域において、空き店舗等を活用して出店する事業者を市町村等と連携して支援することで、地域に不可欠な店舗の存続を図り、地域住民の生活環境の維持・向上につなげることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。

## (定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市町村等 市町村、一部事務組合及び広域連合をいう。
- (2) 商工団体等 商店街振興組合、商工会、商工会議所、事業協同組合及びまちづくり事業の取組を進めるNPOをいう。
- (3) 商店街等 次に掲げるものをいう。
  - ア 商店街振興組合の商店街地域
  - イ 相当数の小売商業が集積している地域
  - ウ 都市機能が相当数集積している地域
  - エ 市町村の中心としての役割を果たしている市街地
  - オ 公共的な施設が集積している地域（市町村支所等がある地域）
- (4) 中山間地域 次のいずれかに該当する地域をいう。
  - ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域
  - イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村地域として指定された地域
  - ウ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域
  - エ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
  - オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第

2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条又は第42条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

- (5) 対象地域 中山間地域のうち、商店街等以外の地域をいう。
- (6) 空き店舗等 以下のアからウまでに掲げる要件を全て満たすもの及び集落に活用できる空き店舗がないと対象地域の市町村が認めた場合の空き家をいう。
  - ア 対象地域に立地する店舗、倉庫、事務所等の営業用の施設であったもので、使用されなくなつてから3月以上その状態が継続しているもの。ただし、事業者の撤退により、地域住民の日常生活に直ちに影響が生じる事業（食品・燃料小売業など）については、この限りでない。
  - イ 大規模集客施設及び大規模小売店舗等でないもの。ただし、店舗が立地する市町村が、補助対象とする必要があると認める場合であつて、市町村長の意見書の添付があるものを除く。
  - ウ 建物の構造上明確な区切りがされているものであつて、1階又は2階に位置する店舗。ただし、イの場合を除く。
- (7) 出店者 新たに事業を営もうとする個人若しくは法人又は既存事業の拡大等を図る個人若しくは法人をいう。
- (8) 昼間営業 12時から13時までを含み、10時から16時までの間に3時間以上営業するものをいう。

#### (補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、市町村等とする。

#### (補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が、事業実施主体が行う対象地域への出店を支援するため、補助金を交付する事業であり、空き店舗等を活用して、市町村長が地域に不可欠と認める小売業、飲食業又はサービス業を行い、地域の商業機能の維持・発展に資するものとする。

#### (事業実施主体)

第6条 事業実施主体は、次に掲げるものとする。

- (1) 空き店舗等を活用して、小売業、飲食業又はサービス業を行う出店者又は商工団体等であつて、次に掲げる要件を全て満たすもの。
  - ア 出店しようとする店舗が、自己所有の店舗でないもの
  - イ 店舗所有者と事業実施主体とが、同居の親族、出資額50パーセントを超えるいわゆる親子会社等密接な関係にないもの

- ウ 国税、県税及び市町村税並びに県に対する税外未収金債務を滞納していないもの
  - エ 許認可等が必要な事業を営む場合において、該当する許認可等を取得しているもの
  - オ 出店計画について、県が実施する経営指導を受け入れるもの
  - カ 出店計画の策定及び出店後において、市町村等、商工会、商工会議所等の支援を受けるもの
  - キ 昼間営業を行うもの
  - ク 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うものでないこと
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が適当であると認めるもの

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第 7 条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 8 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第 1 号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第 9 条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下この項において「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第 18 条または第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。

- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 知事は、前項の規定による通知に際して、必要な条件を付すことができる。

#### (補助事業の着手)

第 10 条 補助事業の着手は、前条第 1 項の規定による補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。

#### (補助金の変更の申請)

第 11 条 補助事業者は補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げるいずれかの事項の変更をしようとするときは、別記第 2 号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額を変更しようとするとき。ただし、補助金額の 20 パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合は、この限りでない。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であって、知事が変更手続を要すると認めたもの（必要に応じて知事に事前協議をすること。）
- 2 知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

#### (補助事業の中止又は廃止)

第 12 条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ別記第 3 号様式による（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助の条件)

第13条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
  - (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
  - (3) 補助事業により取得した規則第19条第1項に規定される財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
  - (4) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入が生じた場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
  - (5) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
  - (6) 補助事業により取得した取得財産等について、別記第5号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
  - (7) 当該年度に取得財産等があるときは、第16条第1項の補助実績報告書に別記第6号様式による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
  - (8) 補助事業の実施に当たっては、第10条第1項ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方及び事業実施主体としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- 2 知事は、前項第3号の規定により財産の処分を承認しようとするときは、対応した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
- 3 補助事業者が第6条に規定する事業実施主体に間接補助金を交付する場合においても、第1項各号及び前項と同様の条件を付さなければならぬ。

(状況報告及び調査)

第14条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の完了日)

第15条 補助事業の完了日は、当該年度の3月31日までとする。なお、補助事業の完了日より前に営業を開始することを妨げるものではない。

(実績報告等)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第4号様式による実績報告書を補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第17条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容（第13条第1項の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定額と補助金の確定額とが相違する場合は、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第18条 知事は、前条第1項の規定により補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

(補助金の交付の決定と取消し等)

第19条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第10条第1項ただし書各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (4) この要綱、規則その他法令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。

- (5) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (6) 交付決定年度の翌年度から3年以内に当該店舗における営業を中止したとき。
- 2 知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定の取消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 3 前項の規定に基づく補助金の返還及び加算金の納付については、第17条第3項の規定を準用する。

(事業完了後の経過報告)

- 第20条 補助事業者は、交付決定年度の翌年度から3年間、当該店舗の営業状況について、別記第7号様式による実施状況報告書に確定申告書等の営業状況のわかる書類添付し、4月30日までに報告しなければならない。
- 2 補助事業者は交付決定年度の翌年度から3年間、当該店舗における営業の遂行が困難となった場合又は当該店舗における営業を中止し、若しくは廃止される場合は、補助事業者は別記第8号様式による報告書を速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(情報の開示)

- 第21条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

- 第22条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

- 第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効期限等)

2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条、第13条、第14条、第19条及び第20条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

補助事業者	事業実施主体	補助対象経費※	補助率・補助限度額
市町村等	出店者又は商工団体等 (第6条の要件を満たすもの)	<p>事業実施主体が支出する以下の経費</p> <p>ア 店舗改裝費 内外装整備は、必要最小限度のものとし、店舗構造の変更、華美な装飾等は補助対象外とする。 (建築確認が必要となる大規模修繕費及び建物の構造又は床面積の変更に伴う工事に要する経費は、対象外とする。)</p> <p>イ 事業に必要な設備及び備品購入費 店舗内で使用される10万円以上の設備又は備品の購入に要する経費</p> <p>ウ 家賃 最大6ヶ月分とし、交付決定の翌月から当該年度の期間内とする。</p>	<p>【補助率】 補助対象経費の4分の1以内</p> <p>【補助限度額】 120万円／空き店舗等1件当たり</p> <p>市町村等の要綱で定められた補助率が2分の1以上（県補助分を含む。）であり、かつ市町村等の負担額が県補助額と同額以上であることを条件とする。</p>

※補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。